

経済産業省の中小企業支援策

平成25年12月
中部経済産業局

平成25年度補正予算

本対策の規模

	国費	事業規模
I. 競争力強化策	1.4兆円程度	13.1兆円程度
II. 女性・若者・高齢者・障害者向け施策	0.3兆円程度	0.4兆円程度
III. 復興、防災・安全対策の加速	3.1兆円程度	4.5兆円程度
1. 東日本大震災の被災地の復旧・復興	1.9兆円程度	2.4兆円程度
2. 国土強靱化、防災・減災、安全・安心な社会の実現等	1.2兆円程度	2.1兆円程度
IV. 低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和	0.6兆円程度	0.6兆円程度
合計	5.5兆円程度 (注)	18.6兆円程度

(注) このほか、地方交付税交付金の増1.2兆円、公共事業等の国庫債務負担行為0.3兆円、財政融資0.1兆円。

本対策の効果

○予算措置による経済効果(現時点での概算)

実質GDP比概ね1%程度、雇用創出25万人程度

○盛り込まれた成長力底上げに資する施策に加えて、経済の好循環の実現に向けた取組、さらには、経済政策パッケージで決定された1兆円規模の税制措置等の実行

⇒民間投資、消費の喚起や生産性向上につながり、所得・雇用の増大を伴う経済成長

中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業

平成25年度補正予算案 1,400.0億円

中小企業庁 創業・技術課 03-3501-1816
中小企業庁 取引課 03-3501-1669
中小企業庁 金融課 03-3501-2876

事業の内容

事業の概要・目的

環境等の成長分野参入のため、革新的なものづくり・サービスの提供等にチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、地方産業競争力協議会とも連携しつつ、試作品開発・設備投資等を支援する。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

認定支援機関に事業計画の実効性等が確認された中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかを満たす者

- (1) 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用していること
- (2) 革新的なサービスの提供等を行い、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること
- (3) 発注元事業所の閉鎖・縮小により10%以上売上減少が見込まれること
- (4) 耐用年数超過設備の新陳代謝を目的とした大規模（総資産15%超）計画であり、地域金融機関からの融資や事業計画策定支援等を受けること

事業イメージ

1. 成長分野型 補助上限額：1,500万円（補助率2/3）

（例）電子基板からレアメタルを効率的に回収する分離破碎機の開発。

2. 一般型 補助上限額：1,000万円（補助率2/3）

（例）3Dデータや3Dモデルを作成・利用することにより、自動車・産業機械用鋳物部品の新規受注獲得を目指す。

※成長分野型、一般型については、設備投資以外に充てられる補助限度額を500万円とする。（国際認証等取得費用を含む）

3. 小規模事業者型 補助上限額：700万円（補助率2/3）

設備投資を伴わない開発費用を補助。

（例）衣服情報の電子カルテ化、水洗いとドライクリーニングの長所を併せ持った新たな洗浄技術を導入。

※1. 2. 3. いずれも、グループを組成した場合、企業数に応じて補助上限を引上げ（グループの補助上限：個社の補助上限×5社）。

4. 新陳代謝型

金融機関から借入を行い老朽化に対処した大規模設備投資を行う場合、金融機関のモニタリング実績に応じ、借入額の1%相当を上限に設備投資費を補助。

国

基金造成

全国中小企業
団体中央会

補助

中小企業・
小規模事業者

地域力活用市場獲得等支援事業

平成25年度補正予算案 121.0億円

中小企業庁 小規模企業政策室 03-3501-2036
中小企業庁 新事業促進課 03-3501-1767
中小企業庁 金融課 03-3501-1766

事業の内容

事業の概要・目的

○我が国の中小企業・小規模事業者のほとんどは経営資源(資金・人材)が不足していることから、全国にネットワークを持ち、地域に密着している商工会・商工会議所を活用しながら、人口減少や高齢化などによる地域の需要の変化に応じた持続的な経営に向けた取組や財務基盤の強化等を総合的に支援し、地域の原動力となる中小企業・小規模事業者の活性化を図ります。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

1. 持続的な経営に向けた支援

① 経営計画の作成支援(委託)

小規模事業者が自社の経営環境を理解し、持続的な経営に向けた経営計画の作成を促すため、地域に密着した商工会・商工会議所がセミナー・相談会を開催します。

② 創意工夫による取組支援

経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓(創意工夫による売り方やデザイン改変等)などの取組を支援(補助上限50万円、100万円(雇用増又は賃上げを伴う場合)、補助率2/3)するとともに、必要となる専門家を派遣します(3回まで無料)。特に、従業員規模が小さい小規模事業者を重点的に支援します。さらに、その取組を地域の他の事業者に波及させるために、地方新聞等と連携して広報したり、事例集を作成します。

2. 財務基盤の強化支援(委託)

中小企業・小規模事業者が簡単に利用できるオンライン財務管理システムを構築するほか、経営者保証に依存しない資金調達を希望する中小企業・小規模事業者に対する専門家派遣や「経営者保証に関するガイドライン」の周知等を実施します。

◎販路開拓支援(既存支援メニュー)

商工会・商工会議所等による地域製品のアンテナショップの設置、物産展・商談会の開催を支援するほか、中小企業・小規模事業者が海外に進出する際のF/S調査等を支援します。

⇒ 24年度補正予算で措置された事業の延長により実施

創業促進補助金

平成25年度補正予算案 44.0億円

中小企業庁 経営支援課
03-3501-1763
中小企業庁 新事業促進課
03-3501-1767

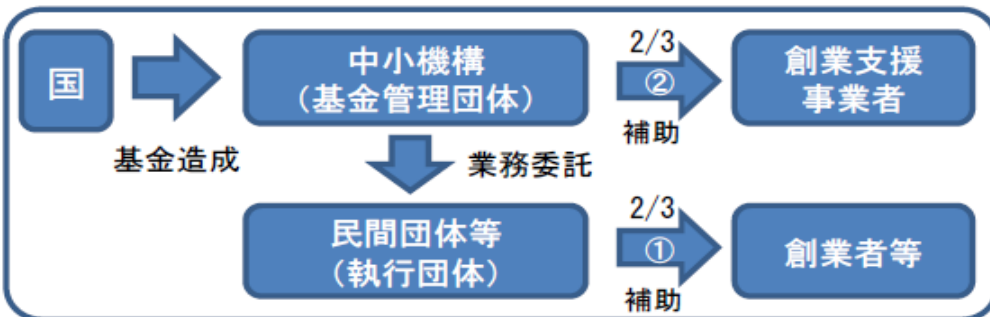
事業の内容

事業の概要・目的

- 創業は雇用の創出や経済の新陳代謝を促すため、我が国経済の活性化にとって重要です。そのため、新たな需要を創造するビジネスを興す創業（第二創業含む）に対して支援を行います。
- また、産業競争力強化法における創業支援事業者が認定創業支援事業計画（市区町村が策定）に基づき行う創業者支援の取組に対して、支援を行います。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- ①創業を行う個人、中小企業・小規模事業者
- ②産業競争力強化法に基づく創業支援事業者



事業イメージ

①創業者向け補助金

（補助上限200万円、補助率2/3）

新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業に対して、店舗借入費や設備費等の創業に要する費用の一部を支援します。

（例1）

シェフである夫とパティシエ・野菜ソムリエである妻が地元である能登里山里海の食材を活かした欧風料理レストランを開店。自然あふれるロケーションの下、リーズナブルな価格でオリジナル料理を提供。

（例2）

高齢化の進む雪国で暮らす人々の苦労を軽減できるものを作りたいという思いから、除雪機ではなく融雪機を開発。会社設立を行い、従来よりも安価、安全、省エネで手間いらずの一般家庭用融雪機の製造・販売を行う。

②産業競争力強化法に基づく創業支援

（補助上限1,000万円、補助率2/3）

産業競争力強化法における創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業者支援の取組（創業者への継続的な経営指導やビジネススキルアップ研修、コワーキング事業など）に対して支援します。

エネルギー使用合理化事業者支援補助金

平成25年度補正予算案 150.0億円

資源エネルギー庁
省エネルギー対策課
03-3501-9726

事業の内容

事業の概要・目的

- 事業者が計画した省エネルギーに係る取組のうち、「技術の先端性」、「省エネ効果」及び「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備更新を支援します。
- 具体的には、工場・事業場における高効率設備への入替や製造プロセスの改善等の既存設備の省エネ改修により省エネ化を行う際に必要となる費用を補助します。
- また、省エネ投資の一層の促進のため、特に、平成26年度6月期までに投資が見込まれる案件について重点的に支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



○補助対象者

全業種、事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

○補助率

- ① 単独事業 1/3以内
- ② 連携事業 1/2以内

事業イメージ

- 高効率設備への入替や既存設備の省エネ改修を支援します。

高効率コンプレッサー



最新型ターボ冷凍機



平成26年度予算（概算要求）

中小企業・小規模事業者関係予算等の推移

1. 中小企業対策費の推移

	24年度	25年度	26年度(要求)	特別枠
政府全体	1,802億円	1,811億円	2,394億円	817億円
うち経産省計上	1,060億円	1,071億円	1,351億円	339億円

※25年度の復興・復旧経費を含む中小企業・小規模事業者関係予算は政府全体で2,963億円(うち経産省関連分は1,947億円)。

※26年度要求額には、中小企業・小規模事業者関係の復興・復旧経費(政府全体:859億円、経済産業省分:613億円+事項要求)は含まない。

※26年度要求額のうち資金繰り支援は233億円(25年度:230億円)

2. 24年度補正予算

	24年度補正
政府全体	5,434億円(資金繰り2,893億円)
うち経産省計上	3,721億円

3. 財政投融资計画(貸付規模)の推移

<日本政策金融公庫(中小企業・小規模事業者向け業務)>

	24年度 (実績)	25年度 (計画)	26年度 (要求)
中小事業分	2.06兆円	2.75兆円	2.60兆円
国民事業分	2.35兆円	2.82兆円	2.75兆円
(うちマル経)	0.17兆円	0.22兆円	0.25兆円

※ 25年度概算要求額は中小事業2.20兆円、国民事業2.62兆円(復興・復旧関係除く。24年度補正予算の提出等に伴い、25年度事業規模を修正。)

今後の中小企業・小規模事業者政策の柱

1. 被災地の中小企業・小規模事業者対策に万全を期す

2. 小規模事業者に焦点を当てる

- ・中小企業の87%は小規模事業者。
- ・景気回復の実感を全国366万者の小規模事業者に行き渡らせる。

3. 開業率10%台を目指す

- ・日本の開業率は4.5%(2011年度)。
- ・イギリスは11.2%(2011年)、アメリカは9.3%(2010年)。

4. 黒字の中小企業・小規模事業者の倍増を目指す

黒字の中小企業・小規模事業者(資本金1億円未満の法人)

- ・1991年度:109万社(黒字比率:50%、法人数:219万社)
- ・2011年度:70万社(黒字比率:27%、法人数:254万社)

5. 新たに1万社の海外展開の実現を目指す

- ・海外直接投資を行っている中小企業数 : 5,630社(2009年)
- ・輸出を行っている中小企業数(製造業) : 5,920社(2010年)

6. 消費税転嫁対策に万全を期す

7. 経済活力を維持する

1. 被災地対策【要求額:613億円+事項要求】

- 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(グループ補助金) **【事項要求】**
 - ・岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等を対象に、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づく施設の復旧等を支援。
- 東日本大震災復興貸付等【530億円(継続)】
 - ・被災した中小企業・小規模事業者を、低利融資(基準金利※-1.4%(最大))により支援。※基準金利は中小事業1.70%、国民事業2.05%(8月9日現在)

- 中小企業移動販売支援事業【3.8億円(拡充)】
 - ・商工会・商工会議所を通じ移動販売車両(軽トラック)を貸出し。
- 中小企業再生支援協議会事業【35.5億円(拡充)】
 - ・産業復興相談センターにおける相談や再生計画の策定を支援。
- 中小企業基盤整備機構の運営費交付金【20.3億円(拡充)】
 - ・市町村が保有する仮設店舗・工場の解体・撤去等について支援。

2. 小規模事業者に焦点を当てる【要求額:232億円】

- 小規模事業者の振興を図るための「基本法」の制定 **【次期通常国会への法案提出】**
- 中小企業庁に新たに「小規模企業支援課(仮称)」を設置

(1) 安定的な事業継続を目指す小規模事業者を支援

- ①小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経)【40億円(拡充)】
 - ・経営指導員の指導を条件とした融資制度(無担保・無保証・低利)の貸付限度額を拡充(1,500万円→2,000万円)。
- ②小規模事業者等人材・支援人材育成事業 **【15億円(新規・特別枠)】**
 - ・得意分野に応じた経営指導員の支援能力の向上等を図る。
- ③小規模事業者の活力向上のための税制措置の創設 **【税制(新規)】**
 - ・小規模事業者の6割を占める個人事業主の経営の安定を図るため、純損失の繰越期間の延長等、所要の税制措置を講ずる。

(2) 小規模事業者の新たな挑戦を支援

- ①小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援事業【29億円(新規・特別枠)】
 - ・「中小企業地域資源法」を見直し、B級グルメを活用した事業やコミュニティビジネス等を支援。あわせて、小規模事業者の活用が期待される観光資源を活かした事業を重点的に支援。
- ②小規模事業者活性化事業【34億円(拡充)】
 - ・新事業展開を目指す小規模事業者の事業計画策定を支援するとともに、計画に基づく新商品・サービスの開発等を支援。
- ③下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業【12億円(拡充)】
 - ・下請構造から脱却するための新分野進出や販路開拓等を支援。

(3) 経営支援を強化

- 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 **【77.2億円(新規・特別枠)】**
 - ・小規模事業者等の相談にワンストップで対応する「よろず支援拠点」(「富士市産業支援センター」がモデル)を認定支援機関等のネットワークのコーディネータ役として全国47箇所に整備。
 - ・支援ポータルサイト「ミラサポ」を通じて時間や場所にとらわれず経営相談を行える仕組みや専門家派遣を受けられる体制を構築。

3. 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率が10%台になることを目指す【要求額:163億円】

(1) 創業を増やす

① 地域創業促進支援事業【20億円(新規)】

- ・全国300箇所の認定支援機関等において、女性・若者等を対象に、創業予備軍の発掘からビジネスプランの作成を支援。
- ・「産業競争力強化法(仮称)」で創設する市区町村が関与する創業支援スキームに基づく創業を促進。

② 地域創業促進税制【税制(新規)】

- ・「産業競争力強化法(仮称)」に基づき計画を策定した市区町村の区域内では、認定支援機関の指導・助言を受けて会社を設立する場合に登録免許税を軽減。

③ 創業を金融面から支援

i) 中小企業・小規模事業者経営力強化融資・保証事業

【14.9億円(新規)】

- ・認定支援機関の支援を前提とした、創業・経営多角化事業に対する低利融資(基準金利-0.4%)等を整備することで、中小企業・小規模事業者の経営力強化を図る。
- ・女性・若者・シニアによる創業に対する金利を引き下げ(-0.65%)。

ii) 新創業融資制度【財投(拡充)】

- ・創業後2年以内の事業者に対する融資制度(無担保・無保証・低利)について、貸付限度額を拡充(1,500万円→3,000万円)するとともに、据置期間を延長(6ヶ月→1年(運転)、2年(設備))。

iii) 再挑戦支援資金【財投(拡充)】

- ・再挑戦する起業家に対する融資制度について、貸付限度額を拡充(2,000万円→7,200万円)するとともに、女性・若者・シニアに対して金利を引き下げ(基準金利-0.4%)。

④ 地域商業自立促進事業【60億円(新規・特別枠)】

- ・インキュベーション施設の整備や空き店舗への店舗誘致等を支援し、商店街の新陳代謝を進める。
- ・宅配等による「御用聞き」事業等の支援や、地域の消費活動のベースとなるコミュニティの形成に向けて、子育て支援施設の整備等を支援。

(2) 事業承継を通じて第2創業を後押しする

○ 中小企業再生支援協議会事業【48億円(拡充)の内数】

- ・「事業引継ぎ支援センター」の全国展開(8→24箇所)を図るとともに、親族内承継に対する支援を強化。

(3) 個人保証制度の見直しによる創業・事業承継の促進

① 経営者保証に関するガイドラインの策定

- ・経営者本人による保証について、法人の事業資産と経営者個人の資産が明確に分離されている等、一定の条件を満たす場合には、保証を求めないこと等に関するガイドラインを策定。

② 保証人特例制度【財投(新規・拡充)】

- ・経営責任者の個人保証を免除・猶予する特例制度について、公庫の中小事業に加えて、国民事業においても創設するとともに加算利率をリスク対応型に変更(+0.3%→+0.0%~+0.4%)。

③ 事業再建・事業承継支援資金【財投(拡充)】

- ・事業承継の円滑化に向け、保証人免除に応じる民間金融機関と協調して個人保証によらない融資を推進。(保証人特例制度の上乗せ金利を免除)

※重点施策のみ列挙

4. 黒字企業を倍増【要求額:161億円】

(1)ものづくりを支援

○ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業【126億円(新規)】

- ・「中小ものづくり高度化法」の特定ものづくり基盤技術を見直し医療、環境分野などの成長分野にも対応したビジネス化を見据えた研究開発を支援し、数多くのグローバルニッチトップ企業の創出を図る。

(2)新事業展開・生産性向上を支援

①中小企業・小規模事業者連携促進支援事業【23億円(新規・特別枠)】

- ・農商工連携等による新事業活動を支援。その際、サービス分野への進出を重点的に支援するとともに、成長分野への進出の障壁となっている許認可等の取得も支援。

②中小企業投資促進税制【税制(上乘せ・延長)】

- ・ITの活用による生産性向上を促すため、ソフトウェアが組み込まれた設備等につき特別償却等の繰越期間の延長(1年→3年)を図るとともに、特別償却・税額控除割合の引き上げを行う。

③IT活用促進資金【財投(拡充)】

- ・ITの活用による生産性向上を促進するため、製造ラインにおけるコンピューター化等、企業の基幹業務の効率化を図るための設備資金の金利を引き下げる(基準金利-0.65%→-0.9%)。

(3)認定支援機関の支援の「質」の向上

○認定支援機関等研修事業【2億円(拡充)】

- ・認定支援機関(1.6万機関)に対する経営改善・事業再生や海外展開に関する支援ノウハウ等の研修を強化。

5. 1万社の海外展開を実現【要求額:32億円】

○中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業【31億円(新規)】

- ・展示会出展・F/S調査支援や情報提供事業に加え、決済機能付き外国語HPの作成支援、「中小企業海外現地支援プラットフォーム」の拡大(8ヶ国10箇所→新たに5箇所程度整備)や海外現地常設ショールームの設置等を行う。

6. 消費税転嫁対策【要求額:57億円】

○消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業【46.6億円(拡充)】

- ・消費税が円滑に転嫁されるよう、転嫁Gメン(474名)による徹底した取締り、悉皆的な書面調査、徹底的な広報等を実施し、転嫁対策に万全を期す。

7. 経済活力の維持

(1)事業再生支援の強化、資金繰り支援

○中小企業再生支援協議会事業【48億円(拡充)の内数】

- ・「産業競争力強化法(仮称)」に基づく中小企業再生支援全国本部の機能拡充等を通じ、各都道府県の中小企業再生支援協議会における中小企業・小規模事業者に対する再生支援体制を強化。

○きめ細かな資金繰り支援【233億円(拡充)】

- ・公的金融・信用保証制度により、中小企業・小規模事業者に対する資金繰りを支援。

(2)中小企業・小規模事業者の経済活力の維持・向上

○24年度補正予算の執行と効果の見極め

- ものづくり補助金(試作品開発・設備投資):1万社を支援
- 人材対策事業:2.5万人の女性・若者のインターンシップ支援
- まちづくり・にぎわい補助金:商店街活性化
- 認定支援機関による経営改善計画策定支援:2万社を支援

小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援事業
 平成26年度概算要求額 29.0億円（新規）
 【うち優先課題推進枠29.0億円】

中小企業庁 新事業促進課
 03-3501-1767
 商務情報政策局 生活文化創造産業課
 03-3501-1750

事業の内容

事業の概要・目的

(1) JAPANブランド育成支援事業

○複数の中小企業・小規模事業者が連携し、自らが持つ素材や技術、地場産品・伝統工芸品等の強みを踏まえた戦略を策定し、商品の開発や海外展示会への出展等を支援することにより、海外販路開拓の実現を図ります。

(2) 地域産業資源活用支援事業

○地域の資源を活用して中小企業・小規模事業者が行う、新商品・新サービスの開発、販路開拓等を支援します。

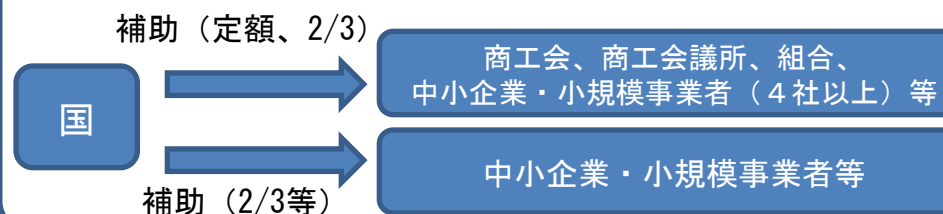
1. 地域産業資源活用型

地域産業資源を利活用した新事業展開に加え、「中小企業地域資源法」を見直し、B級グルメなど地域活性化につながる取組の支援を強化するとともに、特に有望性の高い事業は発掘から市場開拓まで一貫して支援します。

2. 小規模事業者連携型

小規模事業者等が共同で行う①地域の観光資源を核に、国内外の観光客を呼び込む取組や、②地域資源の産地を越えた連携等を通じた展示会開催等を支援します。

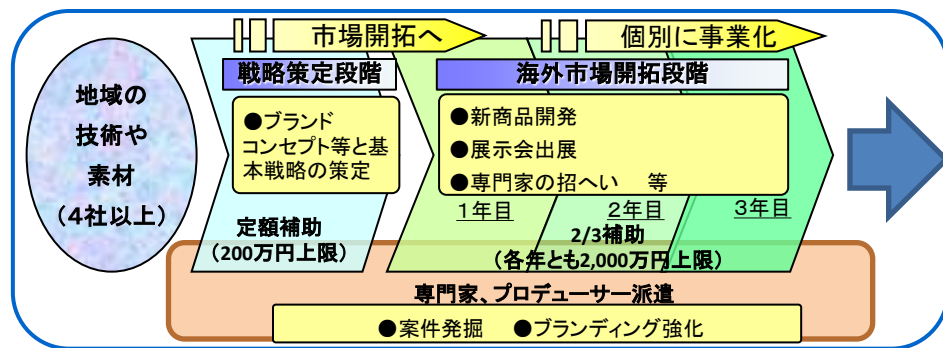
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) JAPANブランド育成支援事業

- ・戦略策定段階への支援
 自らの強み・弱みを分析し、明確なブランドコンセプト等の戦略策定を支援します（補助上限200万円、定額）。
- ・海外市場開拓段階への支援
 具体的な海外販路開拓を行うためのプロジェクトを最大3年、支援します（補助上限2,000万円、補助率2/3）。
- ・専門家派遣による支援
 JAPANブランド事業を側面的に支援するため、専門家やプロデューサーを派遣してアドバイスをを行います。



(2) 地域産業資源活用支援事業

- ・地域産業資源を活用した事業計画により行う試作品開発等の費用を補助します（補助上限3,000万円、補助率2/3等）。また、特に有望性の高い事業は支援を強化します（補助上限6,000万円、補助率2/3）
- ・小規模事業者の活用が期待される観光資源を活用した事業や、地域資源の産地間連携等による展示会の開催等の費用を補助します（補助上限500万円等、補助率2/3）。

小規模事業者活性化事業

平成26年度概算要求額 34.0億円(30.0億円)

中小企業庁 新事業促進課

03-3501-1767

事業の内容

事業の概要・目的

(1) 事業計画策定支援事業

新たな事業を展開を目指す小規模事業者が行う、事業計画立案のための市場調査等の取組を支援します。

(2) 新事業活動支援事業

女性や若手の経営者・従業員の感性やアイデアを生かした新商品・新サービスの開発や商品・サービスの新たな販売、提供方法の開発、さらに、新商品開発等の経験を有する人材の確保等を支援します。

また、海外市場開拓やビジネスコンテスト等で表彰された新事業展開活動についても重点的に支援します。

条件(対象者、補助率等)

○常時使用する従業員の数が20人以下(卸売業、小売業、サービス業は5人以下)の小規模事業者であること。

○事業計画の策定から実行まで、認定支援機関と協力して行う事業であること。

国

補助(定額、2/3)

小規模事業者

事業イメージ

(1) 事業計画策定支援事業

小規模事業者が行う、新たな事業計画の策定に要する市場調査等の取組を支援。

(上限額:100万円、定額)



(2) 新事業活動支援事業

① 特定市場型

特定のニーズ(全国規模)に対応して、他者が真似することのないオンリーワンである新たな事業活動を支援。

(上限額:200万円、補助率2/3)

② 地域特化型

小規模事業者が所在する地域を対象として、地域のニーズに特化した新たな事業活動を支援。

(上限額:200万円、補助率2/3)

③ 海外市場型

成長する海外市場のニーズを取り込むため、海外市場特有のニーズに特化した新たな事業活動を支援。

(上限額:700万円、補助率2/3)

④ ビジネスコンテスト型

中小企業庁等が連携するビジネスコンテスト等を受賞した事業計画に基づく新たな事業活動を支援。

(上限額:200万円、補助率2/3)

下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業

平成26年度概算要求額 12.0億円（7.0億円）

中小企業庁 取引課

03-3501-1669

事業の内容

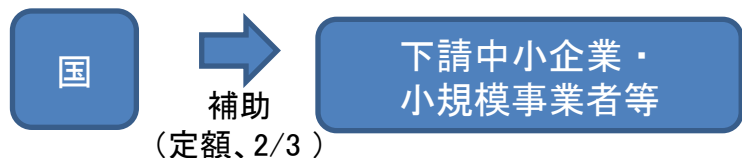
事業の概要・目的

○新興国企業とのコスト競争などを背景として、親事業者の生産拠点の海外移転等が進み、製造・サービス業の下請事業者の受注が減少する等、下請中小企業・小規模事業者は厳しい状況に直面しています。

○こうした中、下請中小企業・小規模事業者が連携グループを構築し、切磋琢磨しつつ能力を高めあい、互いの経営資源を有効活用することで、個社の活動では持ち得なかった企画・提案力やマネジメント力等を獲得し、新たな成長分野に参入している事例があります。

○こうした取組を一層推進すべく、やる気と能力のある中小企業・小規模事業者間の有機的な連携促進等、下請中小企業・小規模事業者の自立化に向けた取組を支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. 下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業

○親事業者の生産拠点が閉鎖された、または閉鎖が予定されている地域の下請小規模事業者等が行う、新分野への進出等による取引先の多様化のための設備導入・展示会出展等の費用を補助します。

（補助上限500万円、補助率2/3）

2. 下請中小企業自立化基盤構築事業

①改正下請中小企業振興法の認定を受けた事業計画の下で、連携グループがメンバー相互の経営資源を活用して行う自立化に向けた取組に対し、共同受注用のシステム構築、設備導入、展示会出展等の費用を補助します。

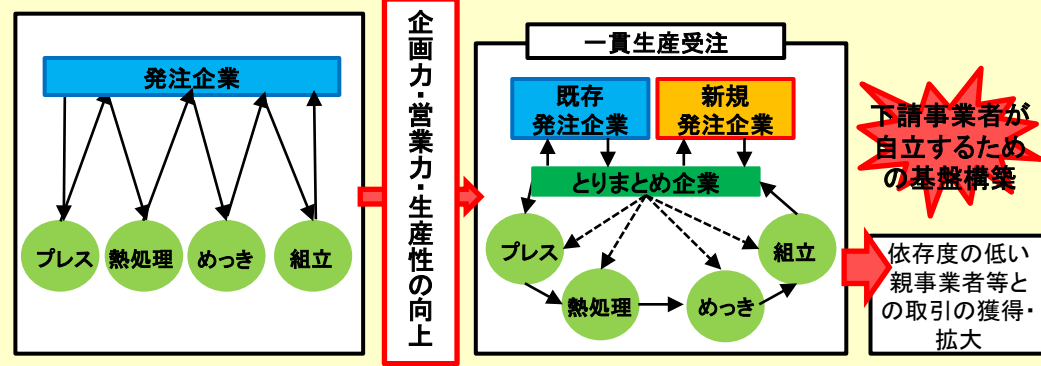
②事業計画の認定を目指す連携グループが行う、計画策定に係る事業化可能性調査等に必要な費用を補助します。

（①補助上限2,000万円、補助率2/3）（②補助上限300万円、定額補助）

<下請中小企業自立化基盤構築事業のイメージ>

○従来型の取引（のこぎり型受注）

○発注企業のニーズに対応した取引



中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

平成26年度概算要求額 77.2億円（新規）

【うち優先課題推進枠77.2億円】

中小企業庁 経営支援課

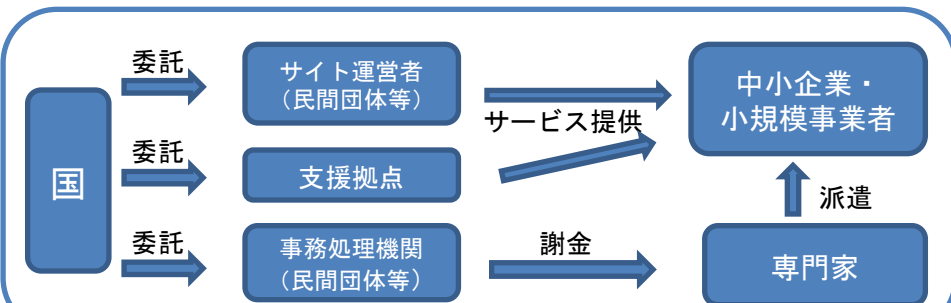
03-3501-1763

事業の内容

事業の概要・目的

- 中小企業・小規模事業者の起業・成長・安定の各段階の課題やニーズに応じたきめ細かな対応を行い、経営支援体制の強化を図る必要があります。
- 地域プラットフォーム（認定支援機関等のネットワーク）を活用して、中小企業・小規模事業者の相談にワンストップで対応する「よろず支援拠点」を全国に整備します。拠点では、産業の垣根を越えて、創業から製品開発・販路開拓、経営戦略まで、中小企業・小規模事業者の抱える現場の課題に対する総合的なサポートを実施します。
- また、支援ポータルサイト「ミラサポ」を運営し、専門家や先輩経営者と時間や場所にとらわれずに経営相談を行い、国や地方の課題やニーズに合わせた支援施策をわかりやすく提供するとともに、専門家の派遣を受けられる体制を構築すること等により、一貫した経営支援を行います。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 地域の支援拠点整備(よろず支援拠点)

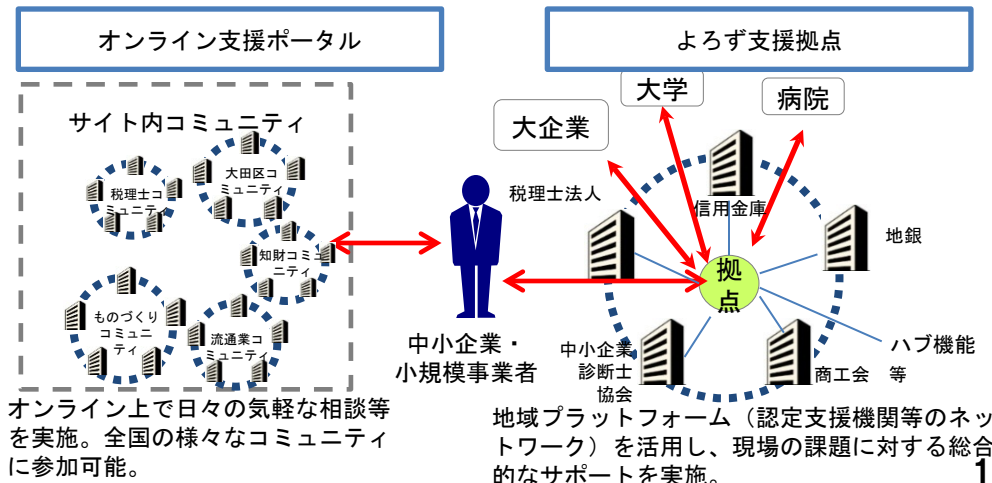
コーディネータを中心として、資金繰りやインキュベーション施設の斡旋、メディア戦略、マッチング等、地域の支援機関と連携した一貫支援を行う拠点47ヶ所程度を設置

(2) 支援ポータルサイトの運用

- ① 中小企業・小規模事業者向けの支援情報の提供、政府・中小機構等の支援施策の申請受付
- ② 企業、専門家、支援機関間のコミュニティ形成
- ③ 中小会計要領に基づく財務データ管理、高度な経営分析等の経営改革支援

(3) 専門家派遣

支援ポータルサイトを通じて、中小企業・小規模事業者の高度な経営課題等の相談に対応するため、専門家派遣を実施



地域創業促進支援事業

平成26年度概算要求額 20.0億円（新規）

中小企業庁 小規模企業政策室

03-3501-2036

中小企業庁 新事業促進課

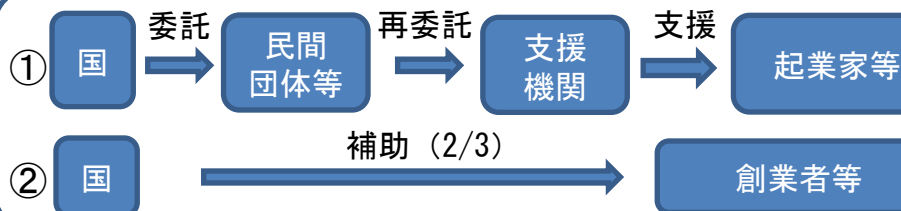
03-3501-1767

事業の内容

事業の概要・目的

- 地域の雇用創出や経済の新陳代謝を図っていくためには、地域の起業・創業の促すことが重要です。
- 他方、我が国においては、米国や英国に比して、開廃業率が低い状況が続いており、起業・創業に向けた動きを全国的に展開していくことが必要となっています。
- そのため、本事業では、
 - ①年間5千社以上の創業を目指し、全国300箇所で女性や若者等を対象とする創業希望者の基本的知識の習得からビジネスプランの策定まで支援を行います。
 - ②「産業競争力強化法(仮称)」に基づき創設する、市区町村が関与する創業支援スキームに基づく創業を支援します。

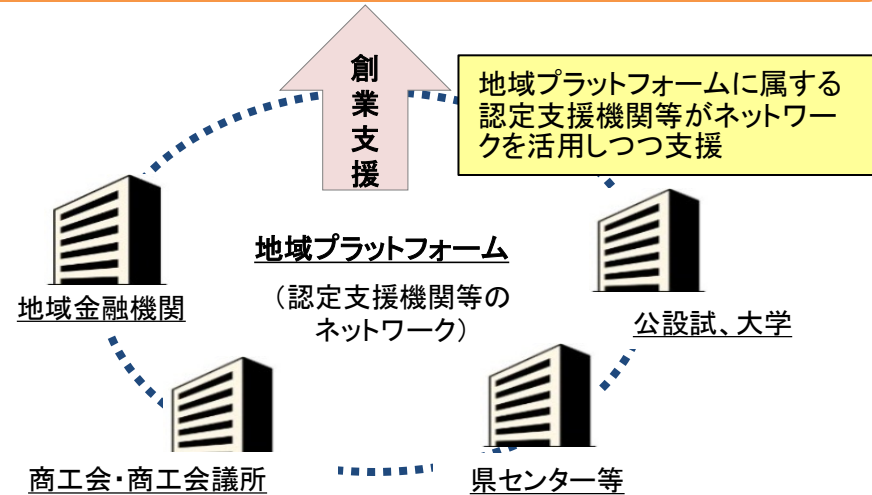
条件（対象者、対象行為、補助率等）



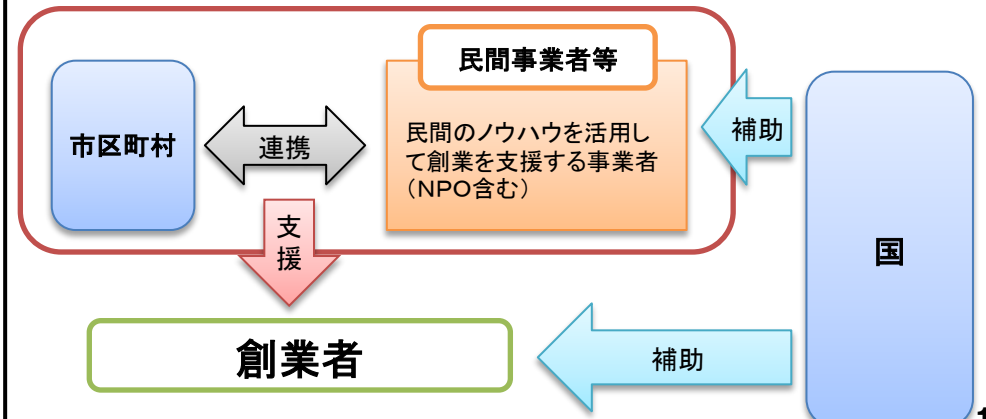
事業イメージ

①地域創業促進支援委託事業

創業予備軍(若者、女性、企業OB等)



②地域創業促進支援補助事業



ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業

平成26年度概算要求額 126億円（新規）

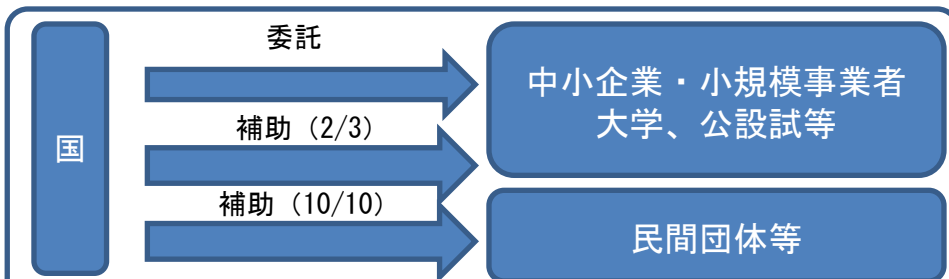
中小企業庁 創業・技術課
03-3501-1816
産業技術環境局 大学連携推進課
03-3501-0075

事業の内容

事業の概要・目的

- 中小企業・小規模事業者、大学、公設試等の研究機関等が連携して行う以下の取組を支援します。
- その際、今後、特定ものづくり基盤技術の22技術分野を見直し、中小企業・小規模事業者による医療・環境分野等の成長分野についての研究開発を支援します。
- ①技術の市場価値を評価できる専門家と連携して行う、特定ものづくり基盤技術の高度化に資する研究開発
- ②数多くのグローバルニッチトップ企業の創出を図るため、顧客ニーズに対応する販路を意識した設備投資や試作品開発、及び技術流出防止策や模倣品対策を講じつつ行う試作品開発から国外の販路開拓までの支援
- ③技術の市場価値を評価できる専門家の目利きを踏まえて行う、大企業や大学等の知を活用したシーズ発掘・橋渡し研究

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- 研究開発（委託）
 - ・「中小ものづくり高度化法」の計画認定を受けた共同体
 - ・委託上限額：初年度4,500万円（一般型）
初年度2,300万円（小規模事業者型）
 - 例) 高温での加工や複数のプレス工程が必要な電気自動車用電池ケースの製造を従来工法から改良し、製造工程やコストの大幅な削減を目指す研究開発
- 設備投資・試作品開発・販路開拓（補助率2/3）
 - ・中小企業・小規模事業者または中小企業・小規模事業者等を含む共同体
 - ・補助上限額：単年度2,000万円等
 - 例) 医療、バイオ、製薬等の最先端の製品開発に不可欠な、模倣不可能な極微弱発光検出装置の試作品開発や国外の販路開拓
- シーズ発掘（補助率10/10）
 - ・民間団体等
 - 中小企業・小規模事業者と大学、公設試等とのライセンス等を促進するマッチングの場を設定し事業シーズの発掘を支援。
- 橋渡し研究（補助率2/3）
 - ・中小企業・小規模事業者、大学、公設試等を含む共同体
 - ・補助上限額：単年度2,000万円（補助率2/3）
 - 例) 大企業の特許を活用した「非接触3Dスキャナー」の開発

中小企業・小規模事業者連携促進支援事業

平成26年度概算要求額 23.0億円（新規）

【うち優先課題推進枠23.0億円】

中小企業庁 新事業促進課

03-3501-1767

事業の内容

事業の概要・目的

(1) 中小企業・小規模事業者連携促進支援事業

○中小企業・小規模事業者が連携して行う新事業活動の取組を通じた、新商品・新サービスの開発、販路開拓等を支援します（特に成長が見込まれるサービス分野の事業については重点的に支援します）。

1. 新連携

異分野の中小企業・小規模事業者が連携してそれぞれの経営資源を持ち寄り行う新事業活動を支援します。

2. 農商工等連携

中小企業・小規模事業者と農林漁業者が連携して、両者が有するノウハウ等を有効に組み合わせる行う新事業活動を支援します。

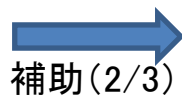
また、中小企業・小規模事業者による農林漁業の生産・流通の効率化に資する取組や、農林漁村活性化等のための新たな観光・サービスの取組を支援します。

(2) 新分野進出認証等取得支援事業

○特に医療などの成長性の高い分野への進出に際して、参入障壁となっている許認可等取得を支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国



中小・小規模事業者等

補助(2/3)

事業イメージ

(1) 中小企業・小規模事業者連携促進支援事業

- ・農商工等連携促進法、中小企業新事業活動促進法の認定を受けた事業計画により中小企業・小規模事業者が行う市場調査、試作品開発などの費用を補助します（補助上限3,000万円、補助率2/3）。
- ・農商工等連携促進法に基づく連携体構築支援活動を支援します（補助上限2,000万円、補助率2/3）。
- ・中小企業・小規模事業者の技術力を活かし、農林漁業の生産・流通を効率化する取組を支援します（補助上限2,000万円、補助率2/3）。
- ・農林漁村活性化や農林漁業の課題解決等を図るため、中小企業・小規模事業者による先進的な観光・サービスの取組を支援します（補助上限500万円、補助率2/3）。

地域経済を支える中小企業・小規模事業者

農商工等連携



新連携

を活用した
新事業の取組

中小企業・小規模事業者連携促進支援事業による支援



市場調査



試作品の開発



展示会出展など

地域における新たな事業の創出・経営の向上

(2) 新分野進出認証等取得支援事業

- ・医療機器開発等の成長が見込まれる分野の許認可等の取得を支援します（補助上限1,000万円、補助率2/3）。

中小企業・小規模事業者経営力強化融資・保証事業

平成26年度概算要求額 14.9億円（新規）

中小企業庁経営支援課 03-3501-1763
創業・技術課 03-3501-1816

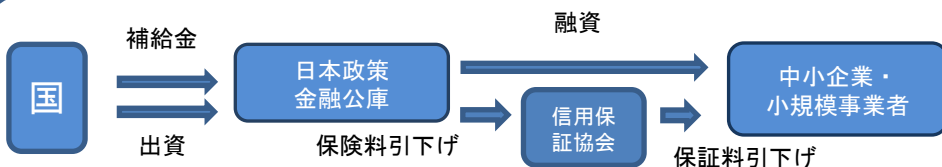
事業の内容

事業の概要・目的

○認定支援機関による事業計画の策定支援や期中におけるフォローアップ等の経営支援を前提として、日本政策金融公庫による低利融資や信用保証を整備することにより、中小企業・小規模事業者の経営力強化等を図ります。

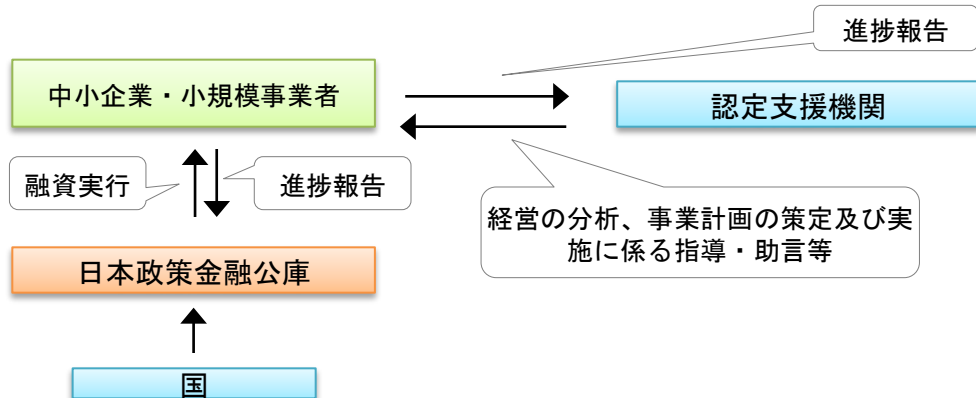
- ①創業、事業転換等により新たな事業活動への挑戦を行う者に対し、日本政策金融公庫から低利融資（基準利率－0.4%）を受けられるようにします。国民生活事業においては、貸付金額のうち、無担保・無保証人であっても、金利上乗せの事業者負担を求めずに貸し付けが受けられる金額の上限を上げます（これまでの1,500万円から2,000万円に拡大）。
- ②創業（7年未満）を行う女性や若者、シニアに対しては、日本政策金融公庫の貸付金利を政策的に引き下げます（基準利率－0.65%）。
- ③経営改善に取り組む者に対して、信用保証協会の保証料を減免（概ね－0.2%）します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

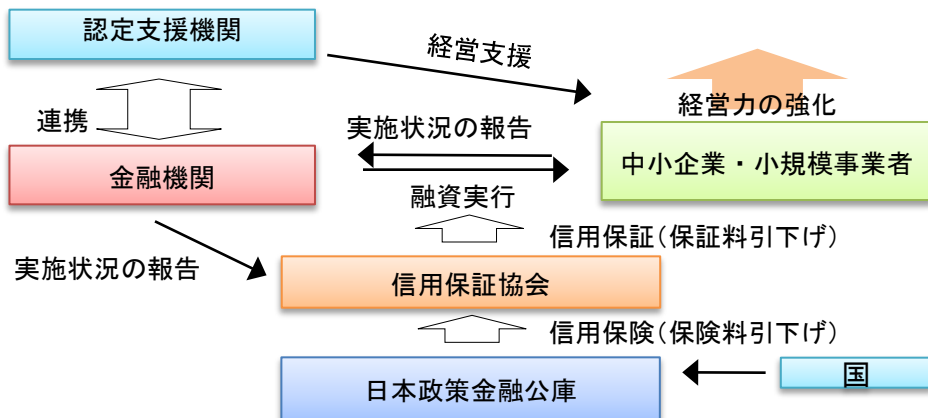


事業イメージ

（１）中小企業経営力強化融資制度のスキーム



（２）経営力強化保証制度のスキーム



※認定支援機関中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき認定される「認定経営革新等支援機関」

小規模事業者経営改善資金融資事業

平成26年度概算要求額 40.0億円（36.0億円）

中小企業庁 小規模企業政策室
03-3501-2036

事業の内容

事業の概要・目的

- 中小企業のうち特に小規模事業者は、経営内容が不安定であること、担保・信用力が乏しいこと等の理由から事業の生命線ともいべき金融確保の面で極めて困難な立場に置かれています。
- 小規模事業者経営改善資金融資制度（通称：マル経）は、こうした状況にかんがみ、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫（国民生活事業）が無担保・無保証人・低利で融資を行うものです。
- 本補給金は当該制度の円滑な運営を図るため、本来必要な利ざやから政策的に金利を引き下げている部分について、国として日本政策金融公庫に対し交付するものです。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

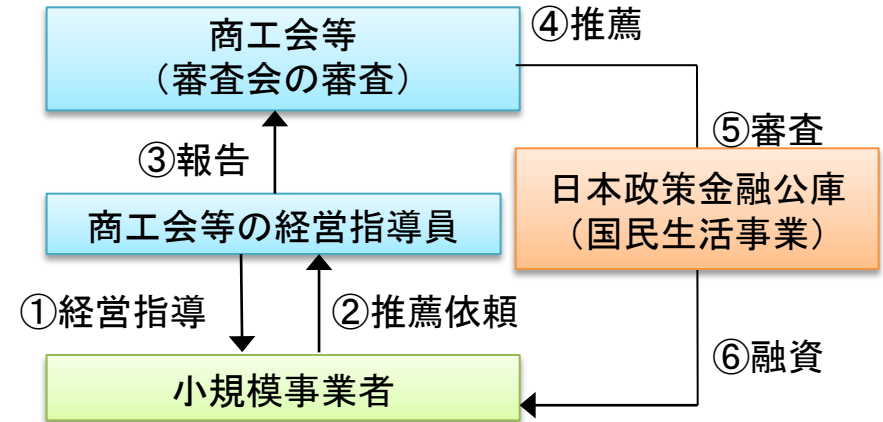


貸付対象者

1. 小規模事業者（常時使用する従業員が、商業・サービス業にあっては5人以下、製造業その他にあっては20人以下）。※サービス業の一部について、人数要件の緩和（5人→20人）を検討。
2. 最近1年以上、原則同一商工会等の地区内で事業を営んでいること、など。

事業イメージ

融資制度のスキーム



貸付条件

- 1 貸付限度額：平成26年度より、1,500万円を2,000万円に拡充※
- 2 貸付金利：平成25年8月9日現在 1.75%（日本政策金融公庫基準金利-0.3%※）
- 3 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 4 据置期間：設備資金2年以内、運転資金1年以内
- 5 担保等：無担保・無保証人
- 6 経営指導：原則6か月以上の商工会等の経営指導を受けること。

※東日本大震災の被災者に対し、別枠1,000万円(当初3年間更に0.9%の金利引き下げ)の措置あり。

エネルギー使用合理化等事業者支援補助金

平成26年度概算要求額 700.0億円 (310.0億円)
【うち優先課題推進枠390.0億円】

資源エネルギー庁
省エネルギー対策課
03-3501-9726

事業の内容

事業の概要・目的

- 事業者が計画した省エネルギーに係る取組のうち、「技術の先端性」、「省エネ効果」及び「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備更新を支援します。
- 具体的には、工場・事業場における高効率設備への入替や製造プロセスの改善等の既存設備の省エネ改修により省エネ化を行う際に必要となる費用を補助します。
- また、エネルギーマネジメントシステム（EMS）を用いた省エネの取組や電力のピーク対策についても支援対象に追加します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



○補助対象者

全業種、事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

○補助率

【省エネ設備導入支援】

- ① 単独事業 1/3以内
- ② 連携事業 1/2以内
- ③ EMSによる管理事業 1/2以内

【ピーク対策支援】

- ① 単独事業 1/3以内
- ② EMSによる管理事業 1/2以内

事業イメージ

【省エネ設備導入支援】

- 高効率設備への入替や既存設備の省エネ改修を支援します。

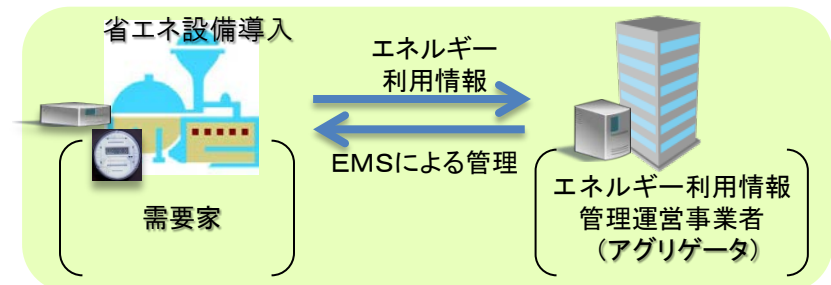
高効率コンプレッサー



最新型ターボ冷凍機



- また、電力のピーク対策を実施する事業者や、「エネルギー利用情報管理運営事業者」（アグリゲータ）を経由することで効率的・効果的な省エネを実施する事業者を支援します。



エネルギー使用合理化事業者支援補助金 (小規模事業者実証分) 5.0億円 (5.0億円)

中小企業庁 創業・技術課
03-3501-1816

事業の内容

事業の概要・目的

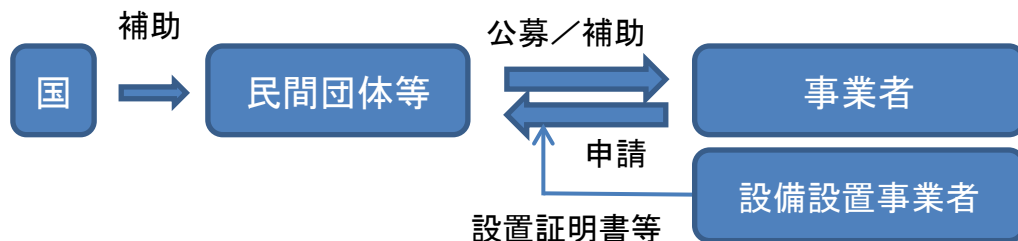
- 小規模事業者は、我が国における企業の約9割を占めておりますが、省エネルギー設備の導入は、小規模となるほど進んでおりません。
- 本事業では、小規模事業者が設備を置き換える際の購入及び設置費用の一部を補助することによって、小規模事業者の省エネルギーを促進するとともに、省エネルギー効果を実証します。
- 本事業によって得られたデータを活用し、小規模事業者へ省エネルギー設備が自律的に普及するためのファイナンススキームを平成26年度までに構築することにより、小規模事業者への省エネルギー設備の普及拡大を図ります。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)

【対象者】 対象設備を設置・所有する小規模事業者

※小規模事業者の定義： 商業・サービス業 従業員5人以下
製造業等その他の業種 従業員20人以下

【補助上限額】 50万円 (補助率1/3)



※設備導入によるCO2削減量をクレジットとして活用することが条件

事業イメージ

【対象設備】

小規模事業者が導入する省エネルギー設備のうち、技術の先端性、省エネ効果、費用対効果を踏まえて、政策的意義が高いと認められた設備

(例)

- ・ 業務用エアコン
- ・ 業務用冷凍庫
- ・ 業務用冷蔵庫 等



業務用エアコン